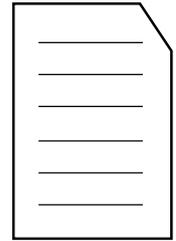


住民票関係証明書の郵送請求をされる方へ

<請求に必要なもの>

1. 請求書

- ・請求書①～⑤まで必要事項をご記入ください。
- ・確認事項等で連絡をとることがあります。電話番号は必ずご記入ください。
- ・住民票コード・マイナンバーの記載がある住民票の請求ができるのは本人または同一世帯人のみです。

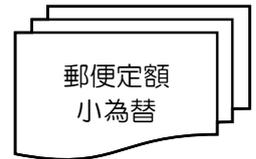


●代理人請求の場合（請求書内③が その他の方）

- ・委任状が必要です。また、請求理由、請求内容を具体的にご記入ください。

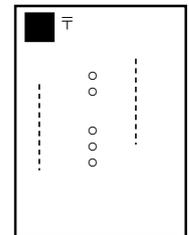
2. 手数料

- ・手数料は、郵便定額小為替*を同封してください。切手、現金は受付できません。
- ・請求書が届いてからの交付のため、事前に合計金額はお答えしていません。
- ・おつりが発生した場合は為替にてお返しします。
※郵便局の窓口またはゆうちょ銀行で購入ができます。



3. 返信用封筒

- ・請求者の郵便番号、住所（住民登録地）、氏名をご記入し、切手を貼ってください。
- ・郵便料が超過する場合は、受取人払いとさせていただきます。
- ・速達、簡易書留等ご希望の場合は、あらかじめ必要分の切手を貼り、赤字で封筒表に記載してください。



4. 請求者の本人確認書類のコピー

- ・虚偽の請求を防止するため、以下の本人確認書類のコピーを同封してください。

●官公署発行の顔写真付身分証明をお持ちの方（以下からいずれか1点）

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真あり）、
身体障害者手帳（住所の記載面も必要）等

or（または）

●上記以外の場合（以下からいずれか2点）

パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、
学生証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、住民票（原本）等

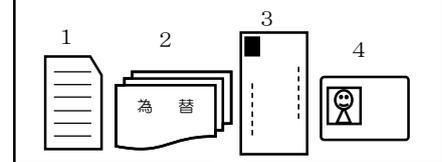
※2点のうち1点は住民登録地が記載してあるものがが必要です。



<！！注意！！>

- ・証明書がお手元に届くまで、1週間程度かかります。
- ・証明書の送付先は住民登録地に限られます。それ以外の住所に送付が必要な場合はご相談ください。
- ・住民票コード・マイナンバーが記載された証明書の送付は住民登録地に転送不要として送付いたします。
- ・偽りによって証明書を不正に受領した場合は、刑罰が科せられます。
- ・請求者の本人確認ができない場合や代理権限の確認できない場合、また、基本的人権またはプライバシー侵害のおそれがある場合は、交付できません。

入れ忘れがないか確認を！



切り取ってお使いください。

<お問い合わせ>

勝山市役所市民・税務課 市民係

Tel:0779-88-8102 (直通)

Fax:0779-88-3856

Mail:simin@city.katsuyama.lg.jp

〒911-8501

福井県勝山市元町1丁目1番1号

勝山市役所市民・税務課 市民係 宛